

深田電機株式会社
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全従業員が働きやすい環境をつくることにより、育児社員も仕事と両立しやすく、理解されやすい職場づくりを目指すため、次のように行動計画を策定する。

■計画期間

令和4年12月1日～令和7年3月5日まで

■内 容

【目標1】

自身もしくは配偶者が妊娠した従業員と会社による、妊娠報告面談の実施および育児休業取得の意向確認を必須とする。

〈対 策〉

令和4年12月～

- ①育児休業に関する制度の全社広報を行う。
- ②育児休業制度に関する相談窓口（本社管理部総務課設置）の周知を行う。
- ③管理職への教育・研修を実施し、取得しやすい環境整備を行う。

【目標2】

全従業員の有給休暇取得率平均70%以上の達成を目指す。

〈対 策〉

令和4年12月～

- ①ワークライフバランス休暇制度を全社的に推進する。
- ②時間単位の有給休暇取得の推進。

【目標3】

テレワーク環境、時間単位有給取得の整備・推進。

〈対 策〉

令和4年12月～

- ①テレワーク勤務制度の周知、社内浸透を図る。
- ②時間単位の有給休暇取得制度の周知。

以 上